

令和7年度 第2回 定例会
茨木市選挙管理委員会会議録

1 開催日時	令和7年5月16日（金） 午後2時00分～午後2時40分	
2 開催場所	茨木市選挙管理委員会	
3 出席者	(委員) 角野委員長、山本委員、大機委員、中村委員 (事務局) 西川局長、九鬼局長代理、木村係長	
4 会議経過 及び議案等	別紙のとおり	
5 議事の概要	<p>○一般事務報告</p> <p>○議案 ・選挙人名簿の抹消について 原案可決 ・在外選挙人名簿の抹消について 原案可決 ・選挙人名簿の登録日について 原案可決 ・選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について 原案可決 ・開票管理者及び同職務代理者の選任について 原案可決 ・ポスター掲示場の様式を定めることについて 原案可決 ・ポスター掲示場を設ける場所の選定について 原案可決 ・投票所を設ける場所の指定について 原案可決 ・投票所の監視の職権を有する者の指定について 原案可決 ・投票所及び期日前投票所内の投票記載所における氏名等の掲示の体裁について 原案可決 ・選挙に関する啓発周知計画について 原案可決</p> <p>○議案 ・委員長選挙を行うことについて 決定</p> <p>○報告事項 ・委員長の職務を代理する委員の指定について</p> <p>○次回委員会 令和7年6月2日（月） 午後2時から</p>	

会 議 経 過

発 言 者	発 言 内 容 等
角野委員長 事務局	（令和7年度第2回定例会開会あいさつ） それでは、日程第1「一般事務報告」について事務局の説明を求めます。 （一般事務報告について、読み上げて説明）
角野委員長 事務局 角野委員長	次に、日程第2、議案第3号「選挙人名簿の抹消について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 （議案第3号について、読み上げて説明） 説明に対し、質問ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
角野委員長	議案第3号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長 事務局 角野委員長	次に、日程第3、議案第4号「在外選挙人名簿の抹消について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 （議案第4号について、読み上げて説明） 説明に対し、質問ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
角野委員長	議案第4号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長 事務局 角野委員長	次に、日程第4、議案第5号「選挙人名簿の登録日について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 （議案第5号について、読み上げて説明） 説明に対し、質問ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
角野委員長	議案第5号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長 事務局 角野委員長	次に、日程第5、議案第6号「選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 （議案第6号について、読み上げて説明） 説明に対し、質問ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
角野委員長	議案第6号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長 事務局 角野委員長	次に、日程第6、議案第7号「開票管理者及び同職務代理者の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 （議案第7号について、読み上げて説明） 説明に対し、質問ございませんか。

発言者	発言内容等
角野委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第7号については、原案のとおり可決いたします。</p>
角野委員長	<p>次に、日程第7、議案第8号「ポスター掲示場の様式を定めることについて」と、日程第8、議案第9号「ポスター掲示場を設ける場所の選定について」を議題とします。両議案につきましては、相互に関係する事項でありますので、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第8号及び議案第9号について、読み上げて説明)</p>
角野委員長	<p>説明に対し、質問ございませんか。</p>
角野委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第8号及び議案第9号については、原案のとおり可決いたします。</p>
角野委員長	<p>次に、日程第9、議案第10号「投票所を設ける場所の指定について」と、日程第10、議案第11号「投票所の監視の職権を有する者の指定について」と、日程第11、議案第12号「投票所及び期日前投票所内の投票記載所における氏名等の掲示の体裁について」を議題とします。3議案につきましては、相互に関係する事項でありますので、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第10号、議案第11号及び議案第12号について、読み上げて説明)</p>
角野委員長	<p>説明に対し、質問ございませんか。</p>
角野委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第10号、議案第11号及び議案第12号については、原案のとおり可決いたします。</p>
角野委員長	<p>次に、日程第12、議案第13号「選挙に関する啓発周知計画について」を議題をといたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第13号について、読み上げて説明)</p>
角野委員長	<p>説明に対し、質問ございませんか。</p>
角野委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第13号については、原案のとおり可決いたします。</p>
角野委員長	<p>予定しておりました、ご審議いただく議案等は、以上でございます。</p>
事務局	<p>本日、角野委員長から、令和7年5月31日をもって、一身上の都合により、委員長を辞職したい旨の願いが、山本委員長代理に提出されたので、以後の議事の進行につきましては、山本委員長代理にお願いいたします。</p>
山本委員長代理	<p>これより、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>日程第13、議案第14号「委員長選挙を行うことについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>

発言者	発言内容等
事務局	<p>(議案第14号について、読み上げて説明)</p>
山本委員長代理	<p>茨木市選挙管理委員会に関する規程第2条の規定により、「委員長は、委員会において委員が互選する」となっております。その内容といたしまして、無記名投票と指名推薦の方法がありますが、これまでの慣例といたしましては、委員の皆様で協議いただいて、委員長を決めていただいております。</p>
山本委員長代理	<p>事務局から説明がありましたが、委員長選挙については、投票という方法もありますが、できれば話し合いでということですので、暫時休憩をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員了承される。)</p> <p>(休憩)</p>
山本委員長代理	<p>それでは、再開します。</p> <p>話し合いの結果、委員長には、私、山本が皆さんからの推薦を受けることになりました。大変恐縮ではありますが、互選ということですので、微力ではありますが、委員長職を引き受けさせていただきたく思います。</p>
事務局	<p>それでは、山本委員長、以降の議事進行をお願いします。</p>
山本委員長	<p>次に、日程第14、報告事項、「委員長の職務を代理する委員の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(報告事項について、読み上げて説明)</p> <p>茨木市選挙管理委員会に関する規程第3条の規定により、「委員長は委員長の職務を代理する委員(委員長代理)を最初に開かれる委員会において指定しなければならない。」とされておりますので、委員長から指定していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。</p>
山本委員長	<p>できれば話し合いということで、暫時休憩をしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員了承される。)</p> <p>(休憩)</p>
山本委員長	<p>再開します。中村委員に委員長代理をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(全員承認される。)</p>
中村委員	<p>山本委員長から、指名を頂きましたので、お受けいたします。よろしくをお願いします。</p>
山本委員長	<p>ご審議いただく議案等は、以上でございます。事務局から、何か事務連絡等がありましたら、説明、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局から事務連絡)</p>
山本委員長	<p>次回委員会は、6月2日(月)午後2時から行います。</p> <p>他にないようですので、本日の委員会はこれで終了いたします。</p>